

豊橋市副業・兼業マッチング支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市副業・兼業マッチング支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内の中小企業者等が実施する外部専門人材の確保を支援することにより、本市における中小企業者等の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。
- (2) 外部専門人材 中小企業者等が申請した日から第7条の規定による交付決定を受ける日において、市外に住所を有し、かつ、本市の企業者等による雇用等が行われていない者であり、中小企業者等が抱える経営課題に対して対応できる専門的技能を有するものをいう。
- (3) 副業・兼業マッチングサイト 副業・兼業に係る外部専門人材の紹介、業務の受注及び発注に係る情報の提供等により、企業と外部専門人材とをつなぐ民間人材仲介ウェブサイトをいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、要件、申請期限及び申請回数は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 本市に納付すべき市税を滞納している者（市民税、固定資産税、軽自動車税、

市たばこ税及び鉱産税をいう。)

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (8) その他市長が適当でないと思つた者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、その額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市副業・兼業マッチング支援事業費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し
- (2) 従業員数を証明する書類の写し
- (3) 実績報告書（様式第2）
- (4) 求人情報を掲載したウェブサイトの写し
- (5) 経費の支払等を証明できる書類の写し
- (6) 外部専門人材を補助対象者の事業活動に一定期間従事させるものであつて、当該年度内に当該業務が開始されることがわかる委託業務契約書等の写し
- (7) その他市長が必要と思つるもの

(交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による確定通知は、豊橋市副業・兼業マッチング支援事業費補助金交付決定・確定通知書(様式第3)によるものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(書類の保存)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る書類を事業実施年度末から5年間保存しなければならない。

(市事業への協力)

第10条 補助対象者は、補助事業に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市に協力するとともに、市が実施する市内の中小企業者等の雇用促進に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象者及び要件	申請期限	申請回数
<p>外部専門人材の確保のために副業・兼業マッチングサイトに主とする労働以外の時間を活用して、委託業務に従事する人材の求人情報を掲載する事業であって、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1) 副業・兼業人材マッチングサイトに求人情報を掲載する事業</p> <p>(2) 副業・兼業マッチングサイトから外部専門人材の紹介を受け、外部専門人材を委託業務等により補助対象者の事業活動に一定期間従事させる事業であって、当該年度内に当該業務が開始されるもの</p>	<p>(1) の補助対象事業の場合、補助対象事業に係る掲載費</p> <p>(2) の補助対象事業の場合、補助対象事業に係る紹介手数料</p> <p>ただし、国、地方公共団体その他公共的団体からこの補助金と同様の補助対象事業において、別に助成措置等を受けた、又は受ける予定の場合は補助の対象としないものとする。</p>	<p>市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。</p>	<p>外部専門人材と委託契約してから6か月以内かつ事業実施年度の2月末日（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年3月30日条例第3号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日。）まで</p>	<p>1 補助対象者等につき、1 回のみ申請することができる。</p>